

# 環境の保全と創造に関する条例について

特定施設として県条例で定められる施設及び作業については知事への届出が必要となります。以下の届出一覧に従って必要な届出を行って下さい。

## 【注意】

下記の説明において特定施設と指定施設という言葉があるので、違いを理解したうえで必要な届出を行って下さい。

- 特定施設**・・・主に騒音・振動を発生させる施設。（別添「特定施設一覧」に記載される施設および作業）
- 指定施設**・・・粉じんや汚水等を発生させる施設。（下記に詳細あり）

指定区域ではない場所に特定施設および指定施設を有する工場を設置しようとする場合

設置しようとする施設または作業が特定施設として定められているかを特定施設一覧より判断したうえで**特定施設等設置届**の様式を用いて市役所へ提出して下さい。

改正等で現在工場がある場所が指定区域となった際に、指定施設を設置している場合も**特定施設等設置届**の様式を用いて**30日以内**に西播磨県民局へ提出して下さい。

指定区域となっている場所に特定施設および指定施設を有する工場を設置しようとする場合

【特定施設を設置する場合】  
**特定施設等設置届**の様式を用いて市役所へ提出して下さい。

【指定施設を設置する場合】  
**工場等設置許可申請書**の様式を用いて西播磨県民局へ提出して下さい。

許可を受けてから着工し、完了後は遅滞なく**工事完了届**を西播磨県民局へ提出して下さい。

届出を行った時に指定施設ではなくても、改正等によりその施設が指定施設となった場合は、**工場等設置届**の様式を用いて**30日以内**に西播磨県民局へ提出して下さい。

特定施設に指定されない施設を有する工場においては、現在のところ特定施設に関する届出は不要ですが、その施設（機械や作業）が改正により特定施設となった場合は**特定施設等設置届**の様式により届出が必要となりますので、ご留意下さい。

## 届出の変更について

申請内容に変更がある場合、または設置している施設の使用を廃止した場合は、届出が必要となります。

◎特定施設等設置届により届けている場合は**特定施設等変更届**を、工場等設置許可申請書及び工場等設置届の場合は**工場等変更許可申請書**を提出して下さい。どの様式で届出を行っているかによって届出の様式が変わりますのでご注意ください。

届出期限はその変更に係る工事開始の30日前までです。

- **特定施設等変更届**

特定施設等設置届の様式により届出を行っている状況で、その内容に変更がある場合は（軽微な変更は除く）この届を市役所環境課へ提出して下さい。

- **工場等変更許可申請書**

指定施設を有する工場等において変更がある場合は、この届を西播磨県民局へ提出して下さい。この届出による許可を受け、変更に係る工事が完了したら遅滞なく**工事完了届**を提出して下さい。

◎下記にある変更の場合は、特定施設等設置届および工場等設置届のどちらの様式で届出を行っていても同じ届出の様式で提出して下さい。

届出期限は、変更が生じてからまたは承継してから30日以内です。

- **氏名等変更届**

氏名または名称及び住所（法人についてはその代表者）  
工場等の名称および所在地

- **承継届**

特定施設等設置届、工場等設置許可申請書によって届出を行っている者が、相続や合併により他者にその地位を承継する場合は、承継する者が届け出なければなりません。

- **使用等廃止届**

当該工場等の使用を廃止された際に提出して下さい。

- **事故届**

工場等に設置するばい煙、汚水等を発生させる施設が故障や破損等により、著しくばい煙等を発生させる場合で、かつ48時間以上の復旧作業を要する場合に、こちらの届出を市役所へ提出して下さい。その後、**事故復旧工事完了届**を提出して下さい。

## 条例に定める指定区域について

指定地域の中で、特に人々の健康の保護もしくは生活環境の保全を図る必要があると認められる区域として、知事が指定する区域を指定区域といいます。

この指定区域とは、騒音規制法および振動規制法の規定に基づく区域の区分ごとの規制基準において、第1種区域、第2種区域に分類される区域を指します。

指定区域内において、著しくばい煙を発生させる施設や水質に関わる指定施設を設置する場合は、県知事の許可が必要になりますので、**特定施設設置許可申請書**を県民局へ提出して下さい。

下記の表には粉じんを発生させる施設で、特定区域内に設置する場合に県知事の許可が必要となる施設を示しています。水質に関わる施設については、細分化されていますので、市役所までお問合せいただくようお願いします。

### 指定粉じん発生施設一覧

施設名	規模
べんがら製造の用に供する粉砕施設	原動機の定格出力が 0.75kw 以上のもの
金属粉製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ① 粉砕施設 ② カッター ③ グライNDER	①に掲げる施設にあつては原動力の定格出力が 0.75kw 以上のもの ②及び③に掲げる施設にあつてはすべてのもの
生コンクリート製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ① バッチャープラント ② セメントサイロ ③ セメントホッパー ④ 砂利・砂選別施設	すべてのもの
木製品の製造または加工の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ① 粉砕施設 ② 研削施設	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの